

## 教員研究用図書（消耗品及び備品）利用手続き申し合わせ事項

平成12年5月18日

この申し合わせ事項は、教員研究用図書貸出細則第3条の教員研究用図書の利用手続きに関し、必要な事項を定める。

第1 図書館は、教員の研究費で購入された図書（消耗品及び備品）について、事務局に提出された物品購入要求書及び添付書類（見積書及び請求書）に基づき、リストを作成する。

第2 図書館は、上記の教員研究用図書のリストを図書館にて公開する。

第3 備品図書については、図書館は図書台帳へ登記し、教員は図書館が配布する台帳番号のラベルを備品図書の背の部分へ貼る。

第4 教員は、下記のとおり研究用図書を図書館へ提供する。

- (1) 不用となったとき
- (2) 退官又は転任のとき

第5 図書館は、教員から提供された研究用図書を登録・整備し、図書館蔵書として利用する。

### 補 足

#### 消耗品図書

- 1 取得価格が1万円未満の図書
- 2 消耗品的刊行物（毎年改訂されるもの等）は1万円以上であっても消耗品図書扱い

#### 備品図書

- 1 取得価格が1万円以上の図書
- 2 法規集、判例集及び実例集のうち、加除式のものについては、1万円未満であっても備品図書扱い
- 3 セットもので分け売りのできる図書（1冊ごとに定価が表示されたもの）で、1冊1万円以上の図書